

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、岐阜県知事から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 2 7 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和6年度、5年度、4年度及び3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

(1) 令和6年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の高齢者介護に関する 事業	知事部局	指摘	89	－	72	17
		意見	92	－	60	32
合計			181	0	132	49

※知事から令和7年8月18日付け行第102号で通知があったもの

指摘：違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの

意見：違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

(2) 令和5年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の子どもに関する補助 金	知事部局	指摘	125	109	15	1
		意見	129	112	17	0
合計			254	221	32	1

※知事から令和7年8月18日付け行第101号で通知があったもの

(3) 令和4年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の防災に関する事業 (災害予防・災害応急対策・ 災害復旧)	知事部局	指摘	171	152	12	7
		意見	163	145	7	11
合計			334	297	19	18

※知事から令和7年8月8日付け行第100号で通知があったもの

(4) 令和3年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業	知事部局	指摘	268	240	7	21
		意見	171	148	9	14
合計			439	388	16	35

※知事から令和7年8月8日付け行第99号で通知があったもの

(参考)

令和元年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
岐阜県の県立高等学校及び県 立特別支援学校	知事部局	指摘	14	14	0	0
		意見	4	4	0	0
	教育委員会	指摘	1,065	1042	0	23
		意見	160	153	0	7
合計		1,243		1,213	0	30

平成30年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理	知事部局	9		8	0	1

平成25年度 (単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	25		24	0	1

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置状況
【テーマ：岐阜県の高齢者介護に関する事業】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
40頁	指摘	【事業実績報告】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	収受印を押印するよう既に改善した。	高齢福祉課
44頁	指摘	【事業実績報告】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	収受印を押印するよう既に改善した。	高齢福祉課
45頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 国の対応の遅れが原因であったとしても、交付要綱を見直すべきである。	措置済	令和7年度	「岐阜県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」の実績報告に係る規定を改正し、令和6年度分の交付金から適用した。	地域福祉課
50頁	意見	【県事務所等内部の共有】 各地の運営指導の内容が、他の地域の運営指導でも役立つことがあると考える。利用者等から徴収することができる日常生活費の該当性判断などは、具体的事例に則して理解することで、統一的な解釈にも繋がることから意見交換会や事例紹介などの適宜の方法を用いて県全体で情報を共有することが望ましい。	措置済	令和7年度	県事務所介護保険担当国会議を定期的に行い、指導方法に関する協議すべき事項や共有すべき事項について意見交換を行い、情報の共有及び指導方法の統一化を推進する。 具体的には、高齢福祉課より担当国会議開催前に県事務所等に協議事項等を照会するとともに、協議事項等についての各県事務所等の意見を求める。 それを取りまとめ、担当国会議に諮り、意見交換、共有等を行う。	高齢福祉課
50頁	意見	【資料の保管期限】 介護保険の運営指導の記録については、実際に運営指導を行う際に前回資料を確認することができるよう、少なくとも電磁的記録については保存期間を10年以上の期間に定めるなど、県全体で統一的な運用を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導を原則として指定又は許可の有効期間内（6年）に少なくとも1回以上行うこととされていることから、運営指導の記録については、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、統一的な運用とする。	高齢福祉課
51頁	意見	【後見制度の利用に関する案内】 意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができる。高齢者の権利擁護のため、家族等の有無や家族等との関係性を考慮し、本人の意思確認がなされたか不明の場合には家族等に対して後見制度の利用を促すよう、老人福祉施設に助言することが望ましい。	措置済	令和7年度	成年後見制度の利用促進に向けて、制度を所管する地域福祉課と連携し、例年1月に開催する集団指導等の機会を活用して施設関係者に対する成年後見制度の理解促進を図る。	高齢福祉課
52頁	意見	【事業費の名称】 名称に「指導監査実施」という文言を入れるなど、集団指導、実地指導、監査の実施という具体的な事業目的に即した名称に変更することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和8年度当初予算での事業費の名称において、指導監査等の事業目的に即した名称変更を検討し、要求を行う。	高齢福祉課
55頁	指摘	【運営指導の頻度】 コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内に1度も指導が行われていない状況は認められない。その原因については、人員不足といった体制整備の問題も含まれていると考えられるところであり、まずは、現状の遅れを速やかに取り戻すべく、遅れの原因を正確に把握し、適切な体制を整えて、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	措置済	令和7年度	運営指導の実施状況のエクセルデータに、指定有効期限が入っていなかったため、指定有効期限を入力した。 令和7年度は、このエクセルデータをもとに運営指導の計画を立案済で、今後も指定有効期間内に少なくとも1回以上は運営指導を実施できるよう管理していく。 また、同計画において、平成30年度から令和5年度までの間に未実施で今年度も実施できなかった4事業所も含め、令和7年度中に実施することとしている。	岐阜地域福祉事務所

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
55頁	意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものとする。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行い、これまでの判断の事例等を整理して他の事例の参考にすることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の指摘等の基準については、国のマニュアルを踏まえて、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合を文書指導の対象とするが、その程度が軽微である場合、又はその違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合には口頭指導とすること、更に法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反はないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものとする場合は、助言を行うことを徹底する。	岐阜地域福祉事務所
58頁	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和6年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やHPに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和7年1月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年2月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	岐阜地域福祉事務所
59頁	指摘	【後見制度利用に対する指導】 認知症の程度によっては、そもそもの処遇計画の意味すら理解できないおそれがあり、このような状況下において、仮に親族が同意したとしても、本人の同意を裏付けることにはならず、事実上、利用者の意思を無視した施設利用となる可能性すら存在する。意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができることから、本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の後見制度の利用の状況や施設の後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、サービス内容等に関する本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じて市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	岐阜地域福祉事務所
63頁	指摘	【運営指導の頻度】 計画的な指導ができなかったのは、運営指導の状況については、データで整理しているものの、指定有効期間内に1度の頻度で実施ができているかの確認が適切に行われていなかったことが原因であったと考えられる。コロナ禍による運営指導の遅れや人員不足の問題があったとしても、指定有効期間内に1度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	措置済	令和7年度	指定有効期間を反映した実施状況のデータについてはすでに整備済みである。 今後は随時データを更新し、これを活用して事業所選定を行うことで、指定有効期間内に適正な運営指導を実施する。	西濃県事務所
64頁	意見	【調査方法】 運営指導において確認できなかった事項のうち、各種マニュアルの記載内容によっては文書指導や口頭指導の対象になるおそれがあることから、早期の改善を図るべく、次の運営指導で確認するのではなく、データ復旧後、速やかに電磁的記録の確認が行われることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導時に未確認であった各種マニュアルについては、当該事業者に報告を求め、令和7年3月に各種マニュアルが整備されていることを確認した。	西濃県事務所

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
64頁	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和6年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やHPに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和7年1月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年2月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	西濃県事務所
65頁	意見	【保管期限】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回を前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の記録については、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、統一的な運用とする。	西濃県事務所
68頁	意見	【運営指導の頻度】 指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、6年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより6年に1度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、1年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、6年に1度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	措置済	令和7年度	6年の間に実施できていない事業所が1箇所あったが、令和6年度に実施し、対応済みである。	揖斐県事務所
69頁	意見	【運営指導の方法】 文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものとする。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合においては「文書指導（文書指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合においては「口頭指導（口頭指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものとする場合は「助言」を行うことを徹底する。	揖斐県事務所
70頁	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。各事業者が早期かつ確実に集団指導を受講することにより、上記のような重要な法制度改正に関する情報の確認漏れを防ぐことができ、仮に不備が発覚すればその段階あるいはその後の個別の運営指導の段階で適切に対処することで、違法・不適正な状態を回避することにも繋がる。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。	措置済	令和7年度	集団指導の出席状況を確認し、業務上対応できない事情がある場合を除き、出席を促すこととした。	揖斐県事務所
70頁	意見	【保管期限】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導を原則として指定又は許可の有効期間内（6年）に少なくとも1回以上行うことにしていることから、運営指導の記録については、有効期間内の指導時期が前後することを考慮し、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とする。また、過去の記録についても、10年の保存期間とする延長手続きを行う。	揖斐県事務所

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
71頁	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	今後実施予定の指導監査において、サービス計画の本人の同意について、家族が機械的に署名していることはないかを確認し、本人の意思確認を必ず行うよう指導する。その際、意思能力がない者についての対応（成年後見制度の利用等）が図られているかを確認する。	揖斐県事務所
75頁	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和6年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やHPに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和7年1月に上記にかかる案内通知を发出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年2月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとした。 なお、現時点で未受講の事業所は3ヶ所であり、当該事業所には集団指導の資料を送付し、対面または電話により重要事項を周知することを検討している。	中濃県事務所
76頁	指摘	【保存期間の延長】 定めた保存期間以上に文書を保存するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度から、保存期間の延長手続を行うよう改善した。	中濃県事務所
77頁	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、本人の同意の有無について慎重に判断する。	中濃県事務所
80頁	意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものとする、文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の指摘等の基準については、国のマニュアルとおりとする。 法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合においては「文書指導（文書指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合においては「口頭指導（口頭指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものとする場合は「助言」を行うことを徹底する。	可茂県事務所
81頁	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和6年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やHPに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和7年1月に上記にかかる案内通知を发出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年2月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	可茂県事務所

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
82頁	意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の記録については、有効期間内の指導時期が前後することを考慮し、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とする。また、過去の記録についても、10年の保存期間とする延長手続きを行う。	可茂県事務所
82頁	指摘	【保存期間の延長】 定めた保存期間以上に文書を保存するのであれば、文書の保存期間の延長手続きを行うべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度中に保存期間の延長手続きを行ったことから改善報告とする。	可茂県事務所
82頁	指摘	【文書の不処分】 保存期間が経過し、保存の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。	措置済	令和7年度	保存期間が経過し、保存の必要性がなくなった文書については速やかに廃棄する。	可茂県事務所
83頁	指摘	【指導結果の記載の誤り】 文書の記載について、正確に処理するべきである。	措置済	令和7年度	自己点検シートにおいて不適と記載されている事項については、当該事業所に確認の上、適切に指導を行う。	可茂県事務所
83頁	意見	【前回と同様の指導】 同一の指導が行われているということは、前回の指導が生かされていないということである。そのため、例えば2回連続で同一の指導がなされた場合には、翌年に再提出をさせる方法や、数か月後に再度指導を実施するなどの近い時点での再確認を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年度以降の文書指摘事項で、再度の指摘となった場合は、結果通知において、1月以内に改善報告を求めるだけでなく、翌年度に再度の報告を求めることとする。	可茂県事務所
83頁	意見	【指導への対応に対する確認】 指導した点が改善したことまで資料に基づいて確認することが重要であり、改善状況についての写真等の提出を求めることが望ましい。	措置済	令和7年度	文書指摘事項の回答を受理する際には、具体的にどのようにして改善したのか事実確認を行う。その際に写真等の資料が必要であれば、提出を依頼する。	可茂県事務所
83頁	指摘	【提出資料の不備】 施設から提出された資料の内容確認を正確に行うべきである。	措置済	令和7年度	文書指摘事項の回答を受理する際には、適正な資料が添付されているかどうか、慎重に確認する。	可茂県事務所
84頁	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	運営指導・監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、サービス内容等に関する本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じ市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	可茂県事務所
87頁	指摘	【運営指導の頻度】 コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内の6年間1度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	措置済	令和7年度	令和7年4月1日時点で指定有効期間内の6年間未実施の事業所（5カ所）を全て含めた運営指導の計画を策定済み。令和7年5月から令和8年2月までに実施する予定。	東濃県事務所
88頁	意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、口頭指導とその他指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえた判断が行われているが、厚生労働省のマニュアルに沿うなど、他の地域との指導の平等を維持することで均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものとする。口頭指導とその他指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和6年度の運営指導から、その他指導という区分を廃止し、指摘事項について文書指導・口頭指導・助言の三つに区分で対応している。	東濃県事務所

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
88頁	意見	【経口補水液に係る指導】 県庁及び他の県事務所と指導内容について情報共有することが望ましい。	措置済	令和7年度	「その他日常生活費」や「独自費用の徴収」に関する指導内容については担当者会議を通じて他の県事務所等と情報共有する。	東濃県事務所
89頁	意見	【身体的拘束に係る指導】 記録の内容から身体的拘束が発見され、入所者の1割が身体的拘束を受けているような他の施設と比較しても多い実態が判明した場合、例外的な身体拘束が、十分に要件の検討がなされないまま行われている可能性がある。このため、このような場合は、文書確認のみにとどめるのは妥当ではなく、聞き取り等を踏まえ事実関係を慎重に確認し、法令違反が確認される場合は、運営指導から監査に変更して事実関係を確認することも検討することが望ましい。	措置済	令和7年度	身体的拘束に係る文書確認の結果、緊急やむを得ない場合に該当するのか疑念がある場合は、必要に応じて運営指導から監査に変更して事実関係を確認する。 法令違反とは判断できない場合でも身体拘束の件数が多い場合は、身体拘束廃止への取り組みが消極的である可能性があるため、身体的拘束が原則禁止であることを再認識させ、廃止への意識向上を行う。	東濃県事務所
89頁	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和6年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やHPに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和7年1月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年2月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	東濃県事務所
90頁	意見	【保管期限】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	前回の指導状況を確認するために、運営指導に関する書類の保存期間を5年から10年に延長した。	東濃県事務所
90頁	指摘	【保存期間の延長】 データも文書であり、5年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。	措置済	令和7年度	電子データについても、上記（番号47）と同様に対応する。	東濃県事務所
91頁	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じ市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	東濃県事務所
94頁	意見	【運営指導の頻度】 指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、6年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより6年に1度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、1年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、6年に1度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和5年度中に例年の1.5倍程度の運営指導を行い、令和6年度中に遅れを取り戻すことができた。	恵那県事務所

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
94頁	意見	【運営指導の頻度】 新型コロナウイルス感染症のように、年に数回、感染拡大と感染の収束を繰り返すような傾向が見受けられる場合は、そのような傾向を踏まえて計画を立て直し、定められた頻度で運営指導が実施できるよう努め、県事務所単位で計画の遂行が困難な場合は、県庁や他の県事務所から応援を受けるなどして一時的に人員を増やすことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和6年度中に新型コロナウイルス感染症による遅れを取り戻すことができた。令和7年度においては有事に備え、余裕を持たせた実施計画を立案した。今後感染症が発生した場合には、必要に応じ随時計画の見直しを行いつつ、計画の遂行ができるよう努める。	恵那県事務所
95頁	意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、過去の実績を踏まえた判断で口頭指導を文書指導とする場合もあるが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものとする。文書指導、口頭指導等の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	措置済	令和7年度	県事務所担当国会議の協議結果を踏まえ、国のマニュアルに則り、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合においては「文書指導（文書指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合においては「口頭指導（口頭指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものとする場合は「助言」を行うこととする。	恵那県事務所
95頁	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和6年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やHPに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和7年1月に上記にかかる案内通知を发出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年2月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	恵那県事務所
96頁	意見	【保管期限】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	過去の記録について、実施周期を踏まえ、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、保存期限の延長手続きを行った。	恵那県事務所
96頁	指摘	【保存期間の延長】 データも文書であり、5年の保存期間が経過する前に延長手続きを行うべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度から、保存期間の延長手続きを行っており改善報告とする。	恵那県事務所
98頁	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	今後指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じ市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	恵那県事務所
100頁	意見	【運営指導の頻度】 指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、6年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより6年に1度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、1年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、6年に1度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	措置済	令和7年度	6年に1度の頻度で運営指導が実施できるよう本年度も計画をたて実施中である。	飛騨県事務所

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
101頁	意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものとする。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	措置済	令和7年度	県事務所担当者会議の協議結果を踏まえ、国のマニュアルに則り、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合においては「文書指導（文書指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合においては「口頭指導（口頭指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものとする場合は「助言」を行うこととする。	飛騨県事務所
102頁	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やHPに明記する。 集団指導視聴期間中に管内事業所にリマインドメールを送付する。 集団指導視聴期間終了前に未受講事業所の把握を行い未受講事業所へ電話等により受講を促す。 令和7年度以降も引き続き上記対応を実施する。	飛騨県事務所
103頁	意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が6年に1回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を5年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の記録については、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、統一的な運用とする。	飛騨県事務所
103頁	指摘	【保存期間の延長】 定めた保存期間以上に文書を保存するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	措置済	令和7年度	保存期間の延長手続を実施した。	飛騨県事務所
103頁	指摘	【文書の不処分】 保存期間が経過し、保管の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。	措置済	令和7年度	保存期限を超過した文書について廃棄処分を実施した。	飛騨県事務所
104頁	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、サービス内容等に関する本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じて市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	飛騨県事務所
110頁	意見	【経済性】 監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て経済性に優れていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数経済性に疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の3分の2の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で活用を図ることは重要であるが、国の支援があるにせよ税金を財源とすることには変わらず、常に、経済性の観点からの検証を行い、費用対効果を意識した予算の活用となっているかを見直すことが望ましい。	措置済	令和7年度	各事業担当者に、令和7年度事業の実施に際して、個別の事業における指摘・意見の有無に関わらず、経済性の観点から費用対効果を意識した予算の活用を積極的に行われるよう通知文を6月に発出した。	高齢福祉課

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
111頁	意見	【執行率】 監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て十分な活用がされていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数執行率の観点から疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の3分の2の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で予算を確保していると思われるが、活用がなされてこそ意味があるのであり、予算が確保されながら活用されないことについては、そもそもの予算を確保した意義を見直すことが重要と考える。中には、そもそもの制度の周知や制度活用に関する他の阻害要因があり得るところであることから、執行率が低い事業については、より有効な予算の活用や周知等の見直しを行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	各事業担当者に、令和7年度事業の実施に際して、個別の事業における指摘・意見の有無に関わらず、執行率の観点からより有効な予算の活用や周知等の見直しを行われるよう通知文を6月に発出した。	高齢福祉課
113頁	指摘	【事業の遂行（変更承認申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反することのないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	措置済	令和7年度	令和7年度の申請分から、交付決定通知書を送付する際及び事業完了までの間に適宜、別紙にて当初の申請内容に変更があった場合の対応に関する案内を行う。	高齢福祉課
114頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度の実績報告書から、収受印の押印および係内での複数回チェックを行っている。	高齢福祉課
120頁	指摘	【経済性】 委託契約の積算において、毎年の実績に応じた委託金額の減少を考えるか、支援回数にかかわらず全額を支払うという委託契約を単価契約に見直すなどの契約内容の見直しも行い、受託者とはより効率的な審査による経費削減、事業実績報告書の簡素化等を協議し、経費の減少が可能であれば委託契約の全体金額の見直しを図るか、より多くの事業者に対する認定支援を実際に行い、申請件数の増大を目指して、委託費に見合った活動を求めるべきである。	措置済	令和7年度	令和7年度契約については、過去の実績を考慮して積算を行ったほか、仕様内容の見直しを行った。	高齢福祉課
123頁	意見	【事業経費】 委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め積算しながら、改めて全体の総額に対する一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年度契約の積算では、一般管理費との二重計上が無いよう設定した。	高齢福祉課
124頁	指摘	【契約書の記載内容】 担当課の認識は、本来担当課として予定していた契約内容とは異なる形式の契約書を作成したことを意味することから、速やかに、認識に沿った契約書の作成を行うべきである。	措置済	令和7年度	令和7年度事業の契約では、県の認識（確定契約）に沿った契約書を作成し締結した。	高齢福祉課
124頁	指摘	【契約書の記載内容】 確定契約を想定する各課が、認識と合致しない契約を締結しないよう、概算契約、単価契約といった他の契約形態もあり得ることを整理し、業務委託契約書のひな形を整理するべきである。	措置済	令和7年度	業務委託契約書のひな形については、令和7年4月1日付けで会計規則取扱要領を改正済み（備考欄を削除）。併せて、確定契約、概算契約の取扱いについて、令和7年3月24日付け通知にて契約書の例示し通知した。	出納管理課

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
125頁	指摘	【事業実績報告】 委託業務完了届を受領した段階で、收受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度事業の完了届に收受印を押印した。	高齢福祉課
125頁	指摘	【調査確認】 当初の見積と大きな乖離のある精算報告書が提出された際は、その原因やその内訳を確認し、契約内容にしたがって、精算金額が契約金額を下回っていないかどうかを確認すべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度事業の検査時に精算報告書の見積の乖離について確認を行った。 令和7年度契約については、過去の実績を考慮して積算を行ったほか、仕様内容の見直しを行った。	高齢福祉課
132頁	指摘	【事業の遂行（変更承認申請）】 変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないように、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度補助金について、補助事業者に対し、変更申請が必要な場合をメールにて周知し注意を促した。 令和7年度以降も同様の周知を適宜行う。	高齢福祉課
132頁	意見	【事業の遂行（交付申請）】 事業実施計画書の作成においては、講師、時期、回数、会場などの研修内容や研修による効果を具体的に記載させ、誠実に補助事業を履行するよう指導していくことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年度補助金の実施計画書について、記載例を県HPに掲載し、具体的な記載を促している。	高齢福祉課
134頁	指摘	【単価の設定】 岐阜県介護情報ポータルサイト運営等委託業務の事業費積算につき、価格設定の適正性につき、その内訳を見直して、本来的に必要な金額であるかどうかを検討し、見直しが可能であればより有益な支出となるよう委託内容を再検討するべきである。	措置済	令和7年度	令和7年度契約については、X投稿業務を仕様から除外するなど、委託内容の見直しを行った。	高齢福祉課
136頁	意見	【要綱（対象経費）】 社会福祉法人の受講料については、非課税扱いともなりうることから、受講者が仮に課税を前提とした金額を支払っていたとしても、本来的には消費税が発生していない可能性もあることから課税・非課税の扱いに誤りが無いかについて注意を促すのが望ましい。	措置済	令和7年度	研修受講料は非課税扱いにもなりうることから、交付申請額の基となる受講料の消費税の扱いに誤りが無いか、令和7年度補助金の交付申請に係る県HP上で注意喚起した。	高齢福祉課
137頁	意見	【効率性】 電話による相談窓口は職員を常駐させる必要があるため、効率性に疑問が残る。電話による相談窓口を継続するならば、開設日を限定したりAIによる電話業務の自動化を進めたりするなどの効率化を図ることが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年度事業の仕様に、オンラインフォーム等の活用により相談対応の効率化を図ることを盛り込み、受託者に対応を求めている。	高齢福祉課
140頁	意見	【有効性】 マッチングをするために現地機関の確認が必要とは考えるが、本当に渡航の必要性があったかについては疑問が残る。海外渡航以外にマッチング支援につながる活動を推進するのが望ましい。	措置済	令和7年度	海外渡航を行ったのは令和5年度のみであり、令和6年度については、外国人介護人材の受入れの手続等に関する相談窓口を新たに設置するとともに、優良受入団体の選定・推薦、外国人介護人材受入れ説明会（3圏域）の開催、マッチングに向けた個別支援等を実施している。	高齢福祉課
142頁	指摘	【徴収資料の不足】 岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱7条第1項に定める様式を用いるよう指導をするべきである。	措置済	令和7年度	見落としが無いよう様式の表題も確認している。	高齢福祉課

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
143頁	指摘	【記載事項の不十分】 該当の記載内容では、具体的な学習方法が記載されているとはいえず、事業実績報告書としては不十分である。記載例を示すなどして、補助対象事業者に対し、具体的な記載を行うよう指導するべきである。	措置済	令和7年度	具体的な学習方法を実績報告書に記載することを示すため、実績報告書の記載例を県HPに掲載した。	高齢福祉課
143頁	意見	【記載事項の不十分】 現在の事業実績報告書は、上記のとおり、補助事業者によって記載内容も徹底されておらず、詳細な報告を求める形式であることが、事業者にとって負担となっている可能性も否定できない。実績のないところに補助がなされないようにある程度の報告を求めることは重要であるものの前述の執行率の低さを考慮しても、利用しやすさを検討し、不要な報告となっている部分があれば事業実績報告書の様式を見直すのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年度補助金の実績報告書の記載例を県HPに掲載した。	高齢福祉課
145頁	意見	【有効性】 本事業は、介護の担い手のすそ野を拡大するとともに、介護職員の負担軽減を通じた介護人材の確保につなげることを目的とし、介護に関する入門的研修の開催をするものである。そのような入門的研修であるのであれば、費用として500万円以上の経費をかける以上、岐阜県高齢者安心計画で定められている「介護に関する入門的研修修了者数」年間30名という目標設定数では、一人あたり16万円という予算の意味合いともとれ、費用対効果が少ないと考えられる。なお、すでに宣伝広告も実施しているとのことであり、研修参加者の募集に手を尽くしているとのことであるが、現状の状況が続くのであれば、事業の在り方自体も含め、事業費として効率的に使用されるように予算の活用方法を検討することが望ましい。	措置済	令和7年度	より効果的・効率的に実施できるよう、令和7年度事業の仕様では、対面研修の定員の増や、マッチング支援の対象者の拡大といった内容の見直しを行った。	高齢福祉課
147頁	指摘	【有効性】 既に交付した補助金の残高や償還収入を見越した予算額の算定をすべきである。	措置済	令和7年度	執行率が低くなることのないよう既に交付した補助金の残高や償還収入を見越して令和8年度予算額の要求を行う。	高齢福祉課
148頁	意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（規程の交付）】 介護福祉士等修学資金借用証書に基づく契約内容は、岐阜県社会福祉協議会が独自に作成した貸付規程を前提としている以上、借主が契約内容を把握していることの前提として、同規程をあらかじめ把握している必要がある。貸付規程のみでは、契約内容を正確に把握できない場合もあることから、借用証書作成の前に、借受人及び連帯保証人に契約の前提となる貸付規程を交付するだけでなく、従来どおり借受人や保証人が契約内容を把握できる貸付の手引きを交付するのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年1月に貸付規程を記載した貸付の手引きを作成した。令和7年度の貸付決定者分から規程を記載した貸付の手引きを交付している。	高齢福祉課 （社会福祉協議会）

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
149頁	指摘	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（連帯保証人のみとの交渉）】 連帯保証人からの分割弁済の事実だけでは、主債務者の時効中断事由とは評価されず、最終の弁済期から10年（民法改正後の債権なら5年）が経過することで、主債務の時効消滅となり、保証債務も付従性により時効消滅となりかねない。主債務者が行方不明になるなどにより連帯保証人のみとのやり取りしかできない場合は、主債務者に対する訴訟を検討するなど、債権管理のルールを見直すべきである。	措置済	令和7年度	監査で指摘があった個別の案件については、顧問弁護士に相談した結果、連帯保証人との信頼関係を保つために、訴訟などは起こさず引き続き返済してもらうこととした。 督促、返済催促等の業務委託を締結している顧問弁護士と相談し、今後対応困難な事案が発生した場合は個別に検討を進めていく。	高齢福祉課 （社会福祉協議会）
150頁	指摘	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（主債務者・保証人の変更届）】 規程を遵守するために、主債務者に連絡し、変更届を提出させるべきである。	措置済	令和7年度	監査人からの指摘後、変更届が必要な事由に該当した場合は、主債務者に変更届を提出するよう速やかに連絡し、変更届が提出されているか随時確認している。	高齢福祉課 （社会福祉協議会）
151頁	意見	【有効性】 概算払いが一括払いか分割払いも含めどのように行われるかは補助金を受ける側にとって重要な問題である。ある年は一括払いで、ある年は分割払いというように、毎年異なる運用がなされる余地もあり、交付を受ける側が不安定な地位になるおそれもある。 したがって、概算払いを分割して払うのであれば、分割払いの可能性がある旨や一定金額を超えた場合は分割払いとするという内容を要綱に明記することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和6年度中に県交付要綱の改正を行い、概算払いを複数回行う可能性がある旨を明記した（令和7年度分の予算に係る補助金から適用）。	高齢福祉課
154頁	指摘	【交付申請（時期）】 収受印の日付が申請期限を徒過しているにも関わらず受付を行っている。通常期限経過の補助金交付申請は受け付けないことも考えられるため、申請期限を遵守させるべきである。	措置済	令和7年度	あらかじめ、補助事業者に対して申請期限を遵守するよう注意喚起した。	高齢福祉課
154頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 提出された実績報告書には、収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	担当者による押印の徹底及び決裁過程における確認の徹底を行うこととした。	高齢福祉課
162頁	意見	【補助金の名称】 補助金の分かり易さや検索しやすさのため、予算上の補助金名と、要綱上の補助金名の名称は揃えることが望ましい。	措置済	令和7年度	本補助金は、令和7年度から委託事業とするため、令和6年度末で交付要綱を廃止した。ご意見を踏まえ、令和8年度以降の予算名と委託事業名は揃える予定。	地域福祉課
163頁	意見	【交付決定（算定方法・金額）】 今回の補助額1,387万4千円の全額が当年度に支援する必要があったか、地方財政法第4条第1項での「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」という規定に当てはめて検討することが望ましい。	措置済	令和7年度	ご意見を踏まえ、本事業に限らず、令和6年度分の補助金額の確定にあたっては、事業目的達成のため必要最低限の額となるよう慎重に確認を行った。	地域福祉課
163頁	意見	【事業実績報告（調査確認）】 人件費の減少分を印刷費に転用することによって決算額を調整した疑いが残る。利益を留保するための予算転用とも考えられるため、転用の正当性について、慎重に調査することが望ましい。	措置済	令和7年度	ご意見を踏まえ、令和6年度の実績報告確認時は、実施内容を十分確認し、補助金額の妥当性を判断の上、額の確定を行った。	地域福祉課

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
165頁	意見	【募集方法】 高校生の日については、学校単位でフェスに訪れるなど、訪問者数増加、アンケート良化の要素が多いため、単純な比較はできないが、一般開催日についても、より訪問者を増やすための努力、出展企業側が満足できるための方策を検証し続けることが望ましい。	措置済	令和7年度	就職活動の早期化を踏まえて、令和7年度は夏のインターンシップに向けた合同企業展を開催。出展企業あたりの来場者数は1.66人/企業となり、前年度（1.24人/企業）から増加した。	産業人材課
166頁	意見	【委託契約】 公募型プロポーザル方式を採用する以上、複数者からの応募があることが重要である。より多くの応募者を得るために、広報に力をいれるなど、複数者からの応募と提案を得られるよう募集方法を工夫することが望ましい。	措置済	令和7年度	より多くの提案が得られるよう、募集方法を工夫。令和7年度事業分は2者から応募があった。	産業人材課
170頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	実績報告書に収受印を押印した。今後も押印漏れがないよう徹底する。	医療福祉連携推進課
171頁	指摘	【事業実績報告（内容の正確性）】 見積と大きく異なる内容の報告がなされた場合においては、適切な費用支出であるかどうかについて、資料を提出させ検査すべきである。	措置済	令和7年度	R6委託契約においては、支出計画を当初見積から大きく変更する必要が生じた段階で県に報告をさせるとともに、変更内容について詳しく聞き取りを行い、適切な費用支出であるかどうかについて確認した。	医療福祉連携推進課
175頁	指摘	【高齢福祉課の事業に関する監査の結果】 定期監査資料の内容は正確に記載すべきである。	措置済	令和7年度	正確に記載するよう確認する。	高齢福祉課
176頁	意見	【実績報告書の提出期限】 要綱に従い、適正な提出期限までに、完成した実績報告書を提出させるよう運用を改めるのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年度から、年度内に事業者から別で事業の完了報告を受け、履行確認ができるよう必要な改正を行い、実績報告は翌年度の4月10日までに行うように取り扱う。	高齢福祉課
176頁	指摘	【資料の不備】 原本証明の記載のある資料を提出させるべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度の実績報告書から、原本証明の提出について係内での複数回チェックを行っている。原本証明が無いもの、日付等の一部記載漏れについては、事業者に修正依頼し、再度提出させている。	高齢福祉課
181頁	指摘	【必要資料の徴求】 入札が行われているのであれば、入札の参加通知、入札書、受領書などの各書類の作成が行われているはずであるから、入札が行われた事実確認のため、各書類の徴求を行うべきである。	措置済	令和7年度	入札の資料等を実績報告書の添付資料として提出するように、「岐阜県高齢者施設等防災・減災対策補助金 実績報告添付書類一覧表」を作成し、県ホームページで周知、令和6年度の補助事業に係る実績報告書から、入札資料等の提出を求めている。	高齢福祉課
184頁	指摘	【事業の遂行（指導監督）】 高齢福祉課は委託先による催促業務の遂行を確認・監督しなければならないにも関わらず、これが十分なされていなかったと指摘せざるを得ない。 今後は、委託先において事業の遂行が適切になされているか確認し、報告がなされていない施設については県事務所等へ情報提供を行うなどにより、適切に施設への指導を行うべきである。	措置済	令和7年度	委託先と未提出の事業所に関する情報共有の回数を増やし、高齢福祉課からも提出の催促を行いつつ、各県事務所にも情報共有を行い、適切に指導を行うように依頼する。	高齢福祉課

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
184頁	意見	【事業費の名称】 名称に「介護サービス情報公開」という文言を入れるなど、介護サービス利用者等に向けて介護サービス等の情報を公開するという事業目的に則した名称に変更することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和8年度当初予算での事業費の名称において、介護サービス等の情報公開の事業目的に即した名称変更を検討し、要求を行う。	高齢福祉課
190頁	意見	【有効性】 前年度におけるニーズ調査の結果を踏まえながら、ＩＣＴ機器等の導入状況や必要性、導入計画を立てるに当たり支障となり得る事情を考慮し、事業の周知方法（既存の周知手段以外の媒体を利用する可能性や周知の時期・期間等）について再度検討するのが望ましい。	措置済	令和7年度	申請受付にあたっては適切な募集期間を設定し、補助対象の施設へ、文書やメール等で案内するなど、積極的に補助金を活用するよう取り組む（本補助金は令和7年度より廃止）。	高齢福祉課
190頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 事業評価調書には、当該補助金に対応した正しい内容を記載すべきである。	措置済	令和7年度	事業評価調書に正確な内容を記載する。 （本補助金は令和7年度より廃止）	高齢福祉課
197頁	指摘	【事業実績報告書（提出期限）】 事業実績報告書の受領した日に収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	「介護ロボット導入促進事業費補助金」の後継である「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」において、令和6年度の事業実績報告書から、受領した日に収受印を押印し、提出日を明確にすることを徹底した。	高齢福祉課
205頁	意見	【事業経費】 委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め具体的に積算しながら、各項目に対して一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年度の委託契約より、積算時において一般管理費を削除し、会計事務職員人件費、消耗品等必要な経費をそれぞれの科目に計上している。	地域福祉課
214頁	意見	【岐阜県の取組状況】 現状、県の取組としては、広域的な活動などには不十分な点が存在し、後述のとおり、現状の利用実態から推察される利用状況からすれば、より積極的な取組が必要な状況であると考えられる。後見制度の推進の第一次主体は市町村であるものの、市町村のみでは十分な推進が困難な場合もありうることから、県においても自らの取組を実施し、成年後見制度の利用促進を図ることが望ましい。	措置済	令和7年度	令和6年度中に当面の県の取組を見据えたロードマップを作成した。このロードマップに基づき、今年度「岐阜県成年後見制度利用促進協議会」を新たに設置し、6月に第1回の協議会を開催したところである。協議会においては、今後の県の取組み方針等を協議し、成年後見制度の利用促進を図っていく。	地域福祉課
220頁	指摘	【交付申請】 交付申請書の提出期限は、補助金交付の前提となる重要な期日となることから、正確な記録とするため文書等の記録の残る方法により通知すべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度においては、交付申請書の提出期限を文書で通知している。	医療福祉連携推進課
221頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 提出期限が遵守されているかを確認するためにも、交付申請書や実績報告書に収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	実績報告書に収受印を押印した。今後も押印漏れがないよう徹底する。	医療福祉連携推進課

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
223頁	指摘	【実績報告書の不備】 実績報告の内容は、補助金が交付目的に沿った利用をされているかを確認するための重要な資料であり、正しい利用の実績を確認するためにも、正確な実績を記載した報告書の提出を求めるべきである。	措置済	令和7年度	実績報告書に正確な実績を記載するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課
223頁	指摘	【事業報告日にかかる確認の不足】 提出されていた実績報告書のみでは、実績報告書の提出期限が遵守されていないため、報告書が提出された時点において、提出期限を徒過している恐れがある場合には、補助事業者に対し、聞き取り等の調査を行うか、適切な実績報告書を提出するよう指示すべきである。	措置済	令和7年度	補助事業の進捗状況を随時確認し、実績報告書の提出期限を遵守するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課
224頁	意見	【補助事業の充実度の差異】 補助金の効果的な活用のため、よりよい活用方法を他の指定医療機関が参考にすることができるよう、補助金の活用の指針を定めることや、県として推奨する補助金活用の参考例の情報を補助対象事業者に対し、共有することが望ましい。	措置済	令和7年度	補助金の効果的な活用について、令和6年度実績報告時に個別に注意喚起を実施した。 令和7年5月13日開催の認知症疾患医療センター担当者会議にて、包括外部監査の指摘・指導内容及び補助対象の具体例について説明し、適正な事業執行を求めた。また、各センターの取組事例について情報共有を行った。	医療福祉連携推進課
225頁	意見	【補助金の交付対象】 委員会や連絡協議会の構成員や定期的なオブザーバーとして介護分野からの参加者を交えての意見聴取や介護分野との協議を行う事業を実施するなど参加も行えるように、医療と介護サービスが連携して提供される体制づくりという目的達成に向けて、より効果的な事業となるよう交付対象事業の活用を検討することが望ましい。	措置済	令和7年度	R6において、地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会を、地域包括支援センターの職員や介護支援専門員も含めて実施した。 今後も、在宅医療・介護の連携・強化を図るため、介護分野からの意見を取り入れ、事業を実施するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課
226頁	意見	【実績報告書の記載】 事業費のまとめ資料によれば、在宅医療サポート窓口にかかる事業については、相談支援員を設置する費用も計上されておらず、窓口業務実施内容が不明瞭である。したがって、実績報告書には「在宅医療サポート窓口（相談件数128件）」における相談結果の概要についての資料の添付を求めるのが望ましい。	措置済	令和7年度	補助事業者に対して、R6実績報告書への在宅医療サポート窓口における相談結果の概要についての資料を添付するよう指示した。 今後も同様の資料を添付するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課
227頁	意見	【地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会の報告】 現在の報告書では、どのような連携が図られたのかの実質が確認できないと思われる。医療と介護の連携というテーマについては、具体論が伴わないと何を目指しているかも分からないことから、医療・介護に関する意見交換や協議を行ったのであれば、その内容や進捗状況を示す議事録等の具体的な資料の添付を求めるのが望ましい。	措置済	令和7年度	補助事業者に対して、地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会の内容や進捗状況を示す議事録等の具体的な資料の実績報告書への添付を指示した。 今後も同様の資料を添付するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課
227頁	指摘	【実績報告書の誤記】 実績にかかる資料であり、正確に記載させるべきである。	措置済	令和7年度	R6実績報告において、内容を正確に記載するよう補助事業者を指導するとともに、県における内容チェックを徹底した。	医療福祉連携推進課

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
229頁	意見	【事業実績報告（調査確認）】 補助金の原資が税金である以上、補助金の合計金額が同じであれば問題ないとは言い切れず、その補助金が何にいくら使われたのかということも大切であると考え。従って、その使途が交付申請時と実績報告時で異なっているのであれば、その理由を事業者を確認し、その正当性を慎重に判断するのが望ましい。	措置済	令和7年度	R6の実績報告の審査にあたり、交付申請時と実績報告時で大きく異なっていた支出（在宅医育成研修事業 人件費）についてその理由を事業者ヒアリングし、適切な支出であることを確認した。	医療福祉連携推進課
230頁	意見	【補助金額の変更】 事業内容の大幅な変更がなされているにもかかわらず、予算要求資料への記載がなく、補助金の使途が、岐阜県医師会と協議を行った担当課の裁量に委ねられている状況である。財政民主主義の観点から、事業内容の変更点を予算要求資料及び事業評価書に記載し、議会を経て県民に周知することが望ましい。	措置済	令和7年度	事業内容を変更した際には、予算要求資料及び事業評価書に記載することを課内で徹底した。	医療福祉連携推進課
241頁	指摘	【成年後見人の確認】 成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 成年後見人を付けている方に対し、後見登記の写し等を提供して頂き、契約書類と共に保管することとした。	岐阜県福祉事業団
241頁	指摘	【契約書の不備】 施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 契約書の決裁に際し、チェック体制を強化（ダブルチェック等）し、契約日の記載漏れや押印漏れ等がないよう職員へ周知徹底した。	岐阜県福祉事業団
242頁	指摘	【指定管理者の表示】 寿楽苑のパフレットに、寿楽苑が指定管理者により管理・運営されている施設であることを示すための、指定管理者名等の表示をすべきである。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課】 パンフレットに「岐阜県立寿楽苑は、指定管理者である岐阜県福祉事業団が管理・運営を行っています。」と記載されていることを確認した。 【岐阜県福祉事業団】 パンフレットを更新し、指定管理者として管理運営している施設であることを明記した。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
243頁	指摘	【未使用物品】 物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課】 岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書及び岐阜県会計規則に基づき、本物品の廃棄の承諾を行った。 【岐阜県福祉事業団】 廃棄に向けた作業を進めている。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
244頁	意見	【現金出納帳の確認印】 当月の現金出納帳は、「係員」「出納員」「会計責任者」が翌月最初の営業日に確認し、押印するのが望ましい。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 「係員」「出納員」「会計責任者」の決裁印がなかったものは、全て押印した。	岐阜県福祉事業団

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
245頁	意見	【事業経費】 施設管理に多額の支出を要することは今後も変わらないことから、公費の支出が有効に機能するためにも、指定管理者における施設の職員確保は急務である。指定管理者と協議を行い、県としての人材確保事業を活用するなどして、一日でも早い人材確保を実現するよう指定管理者への指導または支援を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	人材確保のために、苑や事業団では次のような取組みを行った。 【法人全体の取組み】 ・正規職員を対象に定期人事意向調査とは別に飛騨寿楽苑での勤務希望者を募集 ・外国人介護人材の受入れによる職員確保 ・職員給料引き上げによる職員確保 等 【飛騨寿楽苑の取組み】 ・福祉援助員（月額支給、賞与等の待遇が良い）の拡充 ・ハローワークや地域雑誌等への求人掲載、飛騨市等への求人広告配布等による給料引き上げ後の積極的な職員募集の実施 ・夜間勤務体制を「8H」から「8H又は16H」の選択制へ変更 ・ICT機器導入のためのWi-Fi環境の整備等の業務効率化の推進 県は、取組みの実施状況について、今後も確認していく。 ※実施時期は上記「法人全体の取組み」等の開始時期を記載	高齢福祉課
256頁	意見	【展示方法】 本事業が、一般の県民向けに福祉用具の普及を目指すのであれば、同じ岐阜寿楽苑内であっても、もっと目立つ場所に展示するか、研修受講者以外にも実際の福祉用具を体験する機会を用意するなど、研修受講者以外のより広く多くの人々が展示場所を利用するよう指導することが望ましい。	措置済	令和7年度	寿楽苑の建物の構造上、建物内の他の場所に展示物を移動させることは困難である。また、別の建物などに新たに設ける場合は、別途費用や人員が必要となるため難しい。 一方で、一般の県民の方がより利用しやすいようにするため、ホームページに職員が説明可能な日時を公開し、予約申込フォームを作成するよう指示する。	高齢福祉課
257頁	意見	【研修の受講者数】 介護実習の「普及」を目指すのであれば、より広く一般向けの研修を多く開催し、その開催を県民に広く周知することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和6年度の実績も踏まえ、ニーズや必要性などを考慮し、開催する研修のテーマを再検討し実施する。また、その際には県庁HPでの周知などさらなる広報を行う。	高齢福祉課

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
263頁	指摘	【施設利用】 現状、必要な人員が確保できていない事により施設が利用者の受け入れを行えない状況は、受託者による基本協定書に定めた義務が履行できていない状況である。人員の確保そのものは、現在の人手不足の流れからやむを得ない面があるにせよ、このような状況は公共施設としての利用を妨げる結果であり、一日でも早く人員を確保し受入れ可能となるよう受託者と協議し、状況改善を実現すべきである。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】 人材確保のために、苑や事業団では次のような取組みを行った。 【法人全体の取組み】 ・正規職員を対象に定期人事意向調査とは別に飛騨寿楽苑での勤務希望者を募集 ・外国人介護人材の受入れによる職員確保 ・職員給料引き上げによる職員確保 等 【飛騨寿楽苑の取組み】 ・福祉援助員（月額支給、賞与等の待遇が良い）の拡充 ・ハローワークや地域雑誌等への求人掲載、飛騨市等への求人広告配布等による給料引き上げ後の積極的な職員募集の実施 ・夜間勤務体制を「8H」から「8H又は16H」の選択制へ変更 ・ICT機器導入のためのWi-Fi環境の整備等の業務効率化の推進 県は、取組みの実施状況について、今後も確認していく。 ※実施時期は上記「法人全体の取組み」等の開始時期を記載	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
265頁	指摘	【成年後見人の確認】 成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 成年後見人を付けている方に対し、後見登記の写し等を提供して頂き、契約書類と共に保管した。	岐阜県福祉事業団
265頁	指摘	【契約書の不備】 施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 契約書の決裁に際に、チェック体制を強化（ダブルチェック等）し、契約日の記載漏れや押印漏れ等がないよう周知徹底した。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
265頁	指摘	【職員全体会】 職員全体会は、職員の意識統一のための会であり、年間において限られた回数しか定めていないのであれば、安易に変更することは認め難い。事業計画に定めた内容は、計画通りに事業を行うべきであり、当初の計画段階で異なる活動を予定していたのであれば、明確に記載し、年度途中で変更するのであれば変更計画書を提出すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 職員全大会の開催について、環境・状況に応じた計画を策定した。事業計画の変更が生じた場合は、県へ変更協議が必要なことを職員全体へ周知徹底した。	岐阜県福祉事業団
266頁	指摘	【経営委員会の開催】 現在の要綱を前提とする場合、書面決議はそもそも認められないと考えられる。要綱において書面決議を認める旨定めるか、要綱どおり委員会を実際に招集して開催し、利用者の意見等を踏まえた経営委員会を開催すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 経営委員会に係る要綱を改正し、書面決議による開催も可能なことを明記した。	岐阜県福祉事業団
266頁	指摘	【管理シール】 県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。	措置済	令和7年度	管理シールの貼り付けを徹底した。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
267頁	意見	【美術品】 高価な美術品を高齢者施設に用いる事は有益であると考え るが、利用者や来館者の目に触れてこそ価値があると考え る。いずれも100万円以上の価値がある高価な美術品であるこ とから、美術品の保管状況に注意しつつ、施設利用者等の多 くの人の目に触れるよう、設置場所を工夫することが望まし い。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課】 施設利用者等の多くの人の目に触れる場所に、美術品等を 設置したことを確認した。 【岐阜県福祉事業団】 施設利用者等の多くの人の目に触れる場所に設置場所を移 した。	高齢福祉課・ 岐阜県福祉事 業団
268頁	指摘	【寄附物品】 物品の価格が5万円を超える物については、県の保有資産 に準じて管理を行うべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 指摘内容を踏まえて、法人内で備品管理の基準について検 討、介護物品等が多くあり、管理の業務が膨大になる等の理 由により、従前のままとする。	岐阜県福祉事 業団
269頁	指摘	【事故報告】 病院受診を要すると判断し受診させた事故については、適 切な事故報告となるように、担当者において、報告基準を再 度確認し、管轄市及び県に対して事故報告を適切に行うべき である。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 「岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 を定める条例」及び県及び管轄市の定める「事故発生時の報 告事務取扱要領」を遵守し、適切な事故報告を行うよう職員 へ周知徹底した。	岐阜県福祉事 業団
270頁	指摘	【事故の記録】 施設内事故の検討及び記録は、次の事故発生を防止するた めに重要な取り組みである。確認不足等により検討を怠らな いように普段の記録管理を徹底すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 事故防止検討委員会の実施前に、提出された事故等発生報 告書とケアカルテ（記録ソフト）の記録を確認し、委員会に おいて確認漏れがないよう職員へ周知徹底した。	岐阜県福祉事 業団
270頁	意見	【検討委員会の議事録】 内容などから他の資料等で事故の発生日時等は確認でき るものの、後日の検証の際に何時の事故かが曖昧になりかね ない。事故発生報告書等との対応関係を明確にするためにも 、議事録には具体的な事故発生日時も記載するのが望ましい。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 事故防止検討委員会において、発生した事故について検討 を行った際には、具体的な事故発生日時を記載するよう職員 へ周知徹底した。	岐阜県福祉事 業団
288頁	意見	岐阜県や成年後見制度に関与する担当課に対しては、市町 村支援の在り方を見直し、成年後見制度の利用促進がなされ るよう積極的な取組を行うことが望ましいと意見する。 特に、成年後見制度というのは、本来的には、本人の利益の ためにある制度であり、その利益となる制度が使われていな いということ自体が、果たして妥当なのかを考えるべきであ り、岐阜県としては、第一次的には市町村が担うべきとして も、県内の状況を把握することが可能な立場であることを踏 まえれば、知り得た情報を活用し高齢者の権利擁護の観点か ら、岐阜県として行うべき事を確認し、より一層注力して欲 しいと考える。 少なくとも県内の市町村からすれば、介護事業等について岐 阜県に対して様々意見や指導を求めるところであり、岐阜県 の対応を一つの模範と捉えていると考える。 そのため、県有施設での運営などにおいては、他の施設の模 範となるような現状を踏まえた成年後見への取組を示すなど の方法も検討することが重要であると考え。 更に、介護事業所に関わる際には、成年後見制度を利用しな いことによる、利用者本人のリスクを伝え、時には財産管理 に関与しない施設側にとっても、成年後見制度が問題を解決 する有効な手段であることを紹介するなど、利用者や施設運 営者双方にとっての利益となることを伝えるなどの活動が、 成年後見制度の適切な利用に繋がると考える。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課】 成年後見制度の利用促進に向けて、岐阜県福祉事業団（県 立寿楽苑、県立飛騨寿楽苑の指定管理者）では、市町村等の 関係機関と連携しながら制度の理解や活用に関して情報提供 を行っていくこととしており、県はその取組状況を確認し支 援していく。 また、県立施設以外の高齢者施設については、例年1月に実 施の集団指導等の機会を活用して施設関係者に対する成年後 見制度の理解促進を図る。	高齢福祉課・ 地域福祉課・ 県事務所

記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
300頁	意見	医師を中心とした各関係団体の存在は、在宅医療と介護の連携を確保する意味で重要であることは理解するが、それだけに多くの場面で公費が支出されており、個々の事業費が積み上がると大きな支出となってしまう。これらの予算を適切に執行するにあたって支出先の工夫は重要であり、公費の支出について疑念が生じないように、適切な支出内容の確認等をより徹底するのが望ましい。	措置済	令和7年度	補助事業者や受託者における支出の内容が、補助金交付要綱や委託業務仕様書に照らして適切かどうかはもちろんのこと、有効性・経済性・公平性の観点からも適切な支出となっているか、確認等をより徹底した。	医療福祉連携推進課

令和5年度包括外部監査結果に基づく措置状況
【テーマ：岐阜県の子どもに関する補助金】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

記載項	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
45頁	意見	【少子化対策との関連性】 事業承継対策をすることで、若者の定着率向上につながることでそのものは合理的であるが、このような理屈であるとする経済対策全般が、少子化対策ということにつながることで、あまり少子化対策と直接関わりが無くとも全てが関連することになりかねない。 また、補助金の効果が類似しているにも関わらず、位置付けられる事業と位置付けられない事業があるのは、何が少子化対策として位置付けられるのかの基準の設定が明確でないことも原因があると考ええる。 少子化対策に位置付ける施策と、通常の経済対策とを分ける基準を設定するのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年3月に少子化対策基本計画の他、子育て支援等のこども関連施策の計画を包含した岐阜県こども計画を策定した。取組みの方向性を「ライフステージに応じた切れ目のない支援」、「困難な状況にあるこどもへの支援」、「子育て中の方への支援」、「社会全体でのこども・子育て支援」の4つの柱に位置付け各事業を整理した。	子ども・女性政策課
46頁	指摘	【有効性の評価・検討】 少子化対策関係事業一覧として県民に示しながら、少子化対策としての効果を検証しないのでは単なるパフォーマンスと受け取られかねない。少子化対策については必ずしも有効な手段が見いだされているわけではないものの、関係事業として位置付ける以上は、少子化対策への有効性の評価は施策の計画的な推進には必要不可欠である。 そもそも当該関係事業というだけの位置付けのため、他課では具体的に評価をすることも行っていないため、担当課において、定期的な評価を行うなどして、少子化対策としての有効性も評価できる手法を検討すべきである。	措置済	令和7年度	令和7年3月に作成した岐阜県こども計画では、少子化対策も含め53のKPIを設定している。毎年度KPIの進捗状況を把握するとともに、こどもの意見、各種統計の動向や様々な情勢の変化などを踏まえ、有識者会議や庁内会議において検証・評価を行う。 また、こども基本法に基づき、こどもや子育て当事者の意見聴取・意見反映が義務付けられていることから、各担当課において当事者の意見に基づくEBPMを意識した事業を推進するよう支援を行っていく。	子ども・女性政策課
48頁	意見	【貧困対策の強化】 貧困に悩む子どもの教育の機会確保は重要であるところ、他の補助金と比較しても非常に少額で、執行率が低く活用されていない補助金が存在する。子どもの貧困は、貧困に悩む子ども自らが補助を求めることは難しく、私学助成金のように多くの意見が届くものとは異なることから、貧困に悩む子どもの実情を把握し、補助金の有効な支出がなされるように努めることが望ましい。	措置済	令和7年度	執行率が低く、活用されていない補助金については、令和7年度当初予算において見直しを行った。 ・困窮世帯高卒認定資格取得支援事業費補助金（休止） ・生活困窮者等学習活動等支援事業費補助金（廃止） 令和5年度に実施した「子ども調査」の結果及びこどもの居場所の支援団体や利用者等からの意見聴取を踏まえ、令和6年度に策定した「子どもの貧困対策実行計画（R7～R11）」に基づき、子どもの貧困の解消に向けた有効な対策を講じていく。	子ども家庭課

記載項	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
61頁	指摘	【問題の放置】 理事会や評議員会の議事録の有無は、適法な学校運営が行われているかどうかを確認する重要な資料であり、速やかに実際の資料を提出させるべきである。 仮に、議事録が全く作られていない事態が確認された場合は、法令に基づいた学校運営が行われていない疑いが生じるため、事実関係を精査した上で、役員の解職の勧告、補助金の減額なども含めた適切な権限を行使して、学校法人の適正運営を実現させるべきである。 特に学校法人Kでは、多額の無利息の貸付金が、理事長に対して行われている。これまで監査人の質問等に対する具体的な回答・反論のない状況にも鑑みれば、その内容は私立学校法が禁止する特別の利益の供与にあたる可能性が極めて高く、是正の必要性が高い状況が強く推認される。 その額は、令和4年度中に1,244万7,571円も増額するなどの状況が認められ、学校法人Kに対する適切な指導監督が急ぎ必要な状況であるにも関わらず、令和5年度中に具体的な対応がなされていないのは、問題性が高いと言わざるを得ない。 長年の放置に加え、法令違反の可能性を排除できない状況にあり、かつ、本包括外部監査にも協力しない学校法人の姿勢は到底看過できないものであり、速やかな対応を行うべきである。	措置済	令和7年度	法人に対して特別検査を実施し、以降も実態についての調査を行い、公認会計士や弁護士などの専門家の意見に基づいた指導方針により、当該法人に対して指導を実施した。 寄付行為に基づいた理事会の開催、議事録の作成を指導するとともに、不適正な支出について会計規定の遵守等により再発を防止するよう行政指導を行った。	私学振興・青少年課
73頁	指摘	【特定校の優遇措置】 特定校の優遇措置そのものは、その目的から合理性はあると考えられるが、毎年部の内決裁に基づく配分概要にのみ記載されており、配分の変更等が担当課の判断のみで変更できることは、補助対象校からしても不安定な補助になりかねず、安定的な経営の妨げになりかねない。 特定校の優遇のような措置については、要綱などに具体的に基準を定める等し、優遇措置がどのような場合に終了となるのかなどを事前に検討し、客観的な指標に基づいて運用すべきである。	措置済	令和7年度	特定校の優遇措置について定めた配分基準を作成した。 配分基準の中で、配分ルール終了時の考え方について規定した。	私学振興・青少年課 (私立高等学校等教育振興費)
102頁	意見	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	措置済	令和7年度	要綱改正を行い、補助対象となる経費を具体化した。	文化創造課 (芸術文化振興事業費補助金)
103頁	意見	【要綱（算定基準）】 算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助金の算定基準を明確にした。	文化創造課 (芸術文化振興事業費補助金)
103頁	意見	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要領等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助対象となる経費を具体化した。	文化創造課 (清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金 (アート体験 国補))

記載項	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
104頁	意見	【要綱（算定基準）】 算定基準が不明確であるため要綱の見直しをすることが望ましい。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助金の算定基準を明確にした。	文化創造課 （清流の国ぎふ芸術祭開催事業費補助金（アート体験 国補））
107頁	指摘	【要綱（対象経費）】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまい、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化するべきである。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助対象となる経費を具体化した。	文化創造課 （ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金）
107頁	意見	【要綱（算定基準）】 算定基準が不明確であり、上記のように経済的合理性とは無関係な支出になりかねないため、要領等で具体的に定めるのが望ましい。	措置済	令和7年度	公益財団法人岐阜県教育文化財団補助金交付要綱の改正を行い、補助金の算定基準を明確にした。	文化創造課 （ぎふ清流文化プラザ環境整備事業補助金）
114頁	意見	【有効性】 補助金対象事業と類似事業を実施している市町村（特に補助金申請のない過疎地域）については、現地機関のヒアリング等を行い、補助金申請の意向は有するが、要綱の基準を満たさない等の理由で申請に至れていないという事情が存する場合、その要綱の基準を満たす手段・方法（職員配置の見直し等）を協議・調整する等して、全県下において補助金が公正かつ効率的に使用されるよう積極的に支援することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和7年度当初予算編成時に市町村に対して、補助金事業を実施しない事情を確認のうえ協議し、令和7年度は全市町村で使用される見込み。	子育て支援課 （地域子ども・子育て支援事業費補助金）
117頁	指摘	【検証（事業評価調書）】 毎年度同一の評価及びコメントは、実質的に検証・評価が機能していないものと言える。 したがって、特に当該補助金のように、複数の事業が存するものについては、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施すべきである。	措置済	令和7年度	事業評価について、年度ごとの実績に応じた緻密な検証・評価を実施するため、当事業をこども計画の指標に位置付け、県として継続的に評価を行う。	子育て支援課 （地域子ども・子育て支援事業費補助金）
117頁	意見	【検証（事業評価調書）】 当該補助金のように、長期的・継続的な補助金については、定期的に有効性等の観点から過去の事業を検証・評価する機会を設けるとともに、同検証作業に際しては、事後的な確認を可能にすべく、その内容の記録化を図ることが望ましい。	措置済	令和7年度	当該事業の有効性を検証・評価する機会を設けること及びその内容の記録化として、当事業をこども計画の指標に位置付け、県として継続的に評価を行う。	子育て支援課 （地域子ども・子育て支援事業費補助金）
125頁	意見	【交付申請（事業目的・内容）】 美濃市は、加算Aの場合は手帳の写し、加算Bの場合は診断書の写しを申請時の添付書類とし、確認しているとのことであるが、添付されているのに間違えているのであれば確認しているとは言えない。今後、申請内容に間違いがないよう、正確な確認作業をするよう指導を徹底することが望ましい。	措置済	令和7年度	交付申請の依頼時に、市町村に対して、申請内容に誤りがないよう確認を促すとともに、指導を徹底した。	子育て支援課 （療育支援体制強化事業費補助金）
126頁	指摘	【有効性】 補助対象の要件・運用については、その根拠を要綱等に明示し、補助対象事業者の予測可能性を担保した上で、同要綱等に基づき、公平・適正に処理し、もって住民の福祉の増進に努めるべきである。	措置済	令和7年度	補助対象の要件・運用について、本補助金のFAQで明示し、補助対象事業者の予測可能性が担保されるよう今後も努める。	子育て支援課 （低年齢児保育促進事業費補助金）

記載項	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
126頁	意見	【有効性】 従前の広報の仕方としては、市町村を対象にしてきたとのことであるが、市町村には当該補助金に関し2分の1の負担があるため、財政上の理由から補助金を利用していない可能性もある。そこで、多子世帯へ当該補助金の周知を徹底させるために、保育施設等市町村以外に対しての周知もしていくことが望ましい。	措置済	令和7年度	本事業をホームページに掲載することにより、市町村以外への周知を実施した。	子育て支援課 (第3子以降保育料等無償化事業費補助金)
141頁	指摘	【有効性】 そもそも未就園の子育て家族に、幼稚園・保育園を通じて配布することは、既に就園している子育て家族しか情報が渡らず、十分な事業効果があるとは考え難い。産婦人科等に紙媒体を置くことによる有効性については、実際に未就園前の子育て家庭が手に取り読んでいるかも調べたうえで、有効性が認められるのか検討すべきである。	措置済	令和7年度	令和6年度のアンケート調査により、未就園の子育て家庭に対する配布を半数以上の保育施設において、様々な機会を活用して配布していることが確認できた。また、配布先については、フリーペーパーの委託先である岐阜新聞が、広報先としている0歳から6歳までの親に有効に届くものとして選定しているものであることを確認した。	子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金)
142頁	意見	【要綱(対象経費)】 対象経費となりうる支出の範囲を広く解釈することができてしまうため、要綱等によって、補助対象となる経費を具体化することが望ましい。	措置済	令和7年度	補助目的が達成されるよう交付申請時の通知に対象経費を明記した。	子育て支援課 (保育所ふれあい活動推進事業費補助金)
145頁	指摘	【有効性】 効果の検証として、当該補助金が影響を与えた側面はあるにしても実際に数年来利用実績がないことから果たして有効と評価できるかは疑問である。ファミリー・サポート・センターの設置にあたり、より効果的な予算の利用ができるよう、市町村のニーズも踏まえた予算の活用を検討すべきである。	措置済	令和7年度	ファミリー・サポート・センター事業費補助金は、令和6年度をもって廃止した。	子育て支援課 (ファミリー・サポート・センター事業費補助金)
145頁	指摘	【効率性】 予算が使われていないのに、効率性を評価することは困難であることから、評価の方法を見直し、予算の有効活用を検討すべきである。	措置済	令和7年度	ファミリー・サポート・センター事業費補助金は、令和6年度をもって廃止した。	子育て支援課 (ファミリー・サポート・センター事業費補助金)
148頁	指摘	【有効性】 交付先団体の収支状況を踏まえると、補助金の廃止を検討すべきである。	措置済	令和7年度	岐阜県保育研究協議会運営費補助金は、令和6年度をもって廃止した。	子育て支援課 (岐阜県保育研究協議会運営費補助金)
149頁	意見	【有効性】 執行率から考えると、継続する必要があるのか疑問である。国の補助金を活用するのであれば、積極的な活用を促すのが望ましい。	措置済	令和7年度	県ホームページに掲載するとともに、市町村へ補助金を周知した。	子育て支援課 (保育対策等促進事業費)
150頁	意見	【有効性】 保育士資格の取得を促進することを目的としているので、県内全域への補助金の周知を図ることが望ましい。	措置済	令和7年度	県ホームページに掲載するとともに、市町村を通じて周知した。	子育て支援課 (保育士資格取得支援事業費補助金)

記載項	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
151頁	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 保育士として登録された日が令和4年11月14日であるが、実績報告書が令和4年12月23日に提出されている。補助事業が完了した日から20日以上経過しており、実績報告が提出期限までに回収されていない。実際に保育士証が届くまでに日数がかかることを考えると、保育士登録がなされた令和4年11月14日を事業完了日としてこの日から20日以内に実績報告書を回収することは困難である。実態に合った実績報告書の提出期限を要綱で定めるべきである。	措置済	令和7年度	実績報告書の期限を、弾力的に設定できるように交付要綱を改正した。	子育て支援課 （保育士資格取得支援事業費補助金）
153頁	指摘	【交付決定（審査）】 実績報告書は提出期限内に提出すべきである。本件は、事業完了後に補助金の交付申請を受け付けているが、このような場合に備えた実績報告書の提出期限を要綱に定めるなどの対応を検討すべきである。	措置済	令和7年度	令和7年1月に補助金交付要綱を改正し、実績報告書の提出期限を定める対応を行った。	子ども家庭課 （児童養護施設等施設整備費補助金）
162頁	意見	【交付申請（添付書類）】 補助金の申請において、保険加入は必須とされる重要な要件であることから、取扱いを統一化し、全ての市町村において保険加入の事実を証する資料の確認を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和6年7月12日に発出した交付申請書の提出依頼通知により、事業計画書等に傷害保険加入の事実を証する資料を添付することを市町村へ周知した。 また、実績報告書の提出依頼メールにおいても、上記資料の提出について、周知を行った。	子ども家庭課 （子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金）
168頁	意見	【有効性】 補助金の予算と決算額の乖離が大きい。予算をより活用するのが望ましい。	措置済	令和7年度	意見を踏まえ、予算要求時は各施設の意向を確認し、その意向に従い予算を確保。年度末の施設長会において、予算説明を行う中で活用を促した。また、6月～7月にかけて行う施設ヒアリングにおいても活用に変更が生じていないか口頭確認を行った。	子ども家庭課 （児童養護施設等職員資質向上事業費）
171頁	指摘	【額の確定（実績調査）】 財務会計システムにおいて、一定の作業を行った場合に、実際の日付とは異なる日付でしか文書処理が行えず、本来作成すべき文書が作成できないという状況は、適切な財務会計システムとは評価し難い。現在のシステム改修も含めて、正確な文書処理を行う方法を検討すべきである。	措置済	令和7年度	財務会計システムを改修し、R6年度の額確定からは実際の日付で処理が可能となっている。	出納管理課 （児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金）
182頁	指摘	【交付申請（添付書類）】 担当課によれば、補助金額の確定及び支払いを行う際の審査には職員名簿を添付しているとのことであるが、補助金額の確定に必要な書面である以上、交付申請時にも職員名簿の添付を徹底すべきである。	措置済	令和7年度	交付申請書の審査において、添付書類に不足が生じないように確認を徹底した。	医療整備課 （地域周産期母子医療センター運営事業費補助金）
182頁	意見	【事業実績報告（添付書類）】 実績報告書は、手書きでの修正ではなく、提出者に修正させ再提出させたものを保管することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和6年度の実績報告書の審査にあたっては、修正が必要となった場合には、手書きの修正ではなく、提出者に修正させ再提出させることを徹底した。	医療整備課 （地域周産期母子医療センター運営事業費補助金）

記載項	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
277頁	指摘	【過年度交付の補助金返還】 当該補助金については、今後も同様の理由で市町村からの補助金返還申入事案が生じることが予想されるため、過年度補助金の返還につき、住宅課及び出納管理課を中心として、その法的処理に対する見解及び適正な手続方法を協議した上で、その根拠規定となるべき当該補助金交付要綱等の見直しを検討すべきである。	措置済	令和7年度	（住宅課） 過年度交付した補助金の返還事案については、補助事業者が条件違反や虚偽の申請により不正に交付を受けたものか、適法に交付された補助金について額の確定後の事情変更により返還事由が生じたものかによって処理方法が異なってくる。 返還手続については、他の間接補助金の交付要綱例も参考にしつつ、本補助制度の目的や性質に即して交付要綱に新たに規定を追加した。 令和6年11月6日に開催した岐阜県補助金等交付事務研修会で、総務部（法務・情報公開課）により、岐阜県補助金等交付規則において過払い分の戻入金につき当年度内に戻入が完了していなくても問題ない旨、整理された。今後も、庁内各課の所管する補助要綱等にかかる相談等に応じていく。	住宅課、出納管理課 （空家対策支援補助金）

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置状況

【テーマ:岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの						
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの						
種類	項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	4 西濃総合庁舎	災害備蓄食料のみならず、備蓄用飲料水の更新に際しても、外部提供を図るなどして、有効活用する方法を検討することが望ましい。 また、備蓄品の保管場所には限りがあることから、保存期間経過後の備蓄用飲料水を生活用水として保管する場合には、その保管方法(飲料水との明確な分別、保管量及び保管期間)等に関する指針を定めた上で、計画的に運用することが望ましい。	措置済	令和7年度	更新時期を控えていた備蓄食料及び備蓄用飲料水については、令和6年度に県防災課主催の「ぎふ結のもり防災教育フェア」における炊き出しに活用するため、全量を抛出した。 また、保存期間経過後の備蓄用飲料水については、令和6年度中に庁舎内で全量を消費した。 以上のことから、更新時期間近の備蓄食料及び備蓄用飲料水並びに保存期間経過後の備蓄用飲料水について、いずれも現在では保管していない。 なお、今後は、備蓄用食料及び備蓄用飲料水が更新時期を迎える前に、防災イベントへの活用又はフードバンク等への寄附を行うなど適正に管理し、保存期間経過後の備蓄用飲料水を保管しないこととするため、保管時の分別に係る指針を定めることはしない。	西濃県事務所
意見	第6 西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	5 西濃農林事務所	治山施設の修繕等を含む事業の優先順位付けについては、県全体において客観的・統一的な指標に基づき行われることが望ましい。西濃農林事務所の独自運用における上記①～⑩の指標が有益であれば、森林保全課との間で情報共有を図り、これを基に県全体における指標を策定することも考えられよう。 また、市町の治山事業要望を受けて、現地視察を行った結果については、岐阜県治山施設個別施設計画作成方針(案)に基づく定期点検とは異なるものの、日常点検の一環として、その結果を県の「個別施設計画整理表」にも反映させる方法で、情報の共有・連携・統合を図ることが望ましい。	措置済	令和7年度	客観的・統一的な判断手法について、担当者会議や技術検討会等にて検討を継続する。 既存施設の定期点検以外での現地確認結果については、状況写真のGIS保存を徹底するよう会議等で伝達した。また、個別施設計画の有無にかかわらず、必要に応じて修繕対策を検討し、計画ヒアリングにおいて実施の判断をすることとした。	森林保全課
指摘	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 揖斐土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	揖斐土木事務所

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置状況

【テーマ:岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの						
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの						
種類	項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 所 揖斐土木事務所	所有者との間で売買契約を締結したのでなければ、そもそも所有権を取得できていないことになる。 売買契約の相手方と再度協議して権利の存否を確認すべきである。その結果、所有権がないことが判明した場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	揖斐土木事務所
指摘	第7 揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	5 所 揖斐土木事務所	県土整備部技術検査課長発出に係る通知文(平成20年3月12日付け技第919号)において定められた保管期間が経過するまでは、ボーリングコアを保管すべきである。 仮に、そのような取扱いが現物確認の必要性や保管場所の制約などの点において実情に即していない場合には、保管期間に関するルールを変更すべきである。	措置済	令和7年度	ボーリングコア箱等の保存期限につきましては、県土整備部技術検査課長発出に係る通知文において定められており、再発防止するため関係職員に対し周知している。 今後、ご指摘以外の地質調査業務のコア箱等についても、通知文において定められた保存期間を順守する。	揖斐土木事務所
指摘	第8 中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	5 所 美濃土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	美濃土木事務所
指摘	第9 郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	5 所 郡上土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	郡上土木事務所

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置状況

【テーマ:岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの						
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの						
種類	項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第10 可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	5 可茂土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	用地課
							可茂土木事務所
指摘	第11 東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	5 多治見土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。特に道路の土地については、道路法による私権制限が存在するとしても、河川の土地や砂防の土地については、所有者の承諾が改修等に必要なため、今後の改良工事における大きな支障となりかねない。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	多治見土木事務所
指摘	第12 恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	5 恵那土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。特に道路の土地については、道路法による私権制限が存在するとしても、河川の土地や砂防の土地については、所有者の承諾が改修等に必要なため、今後の改良工事における大きな支障となりかねない。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	恵那土木事務所

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置状況

【テーマ:岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

種類	項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
指摘	第13 下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	5 下呂土木事務所	未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門家との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	下呂土木事務所
指摘	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	5 高山土木事務所	未登記土地解消に向けての活動がなされているとは言い難い。近年は特に土木事務所職員からの働きかけにより解消された様子も無く、事実上、解消がなされない状況となっている 未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。 なお、道路拡幅工事の際の立会を切っ掛けとして未登記土地の解消が行われた実情を踏まえると、現在の名義人に連絡を取れば、解消に向けての協力が得られる可能性があると思われる。未登記土地の解消を保留とした経緯も含めて、解消困難かどうかの検討を改めて行うべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	用地課
指摘	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6 古川土木事務所	平成23年度に包括外部監査人からの指摘を受けた後、解消された数は3件と未登記土地解消に向けての活動がなされているとは言い難い。近年は特に土木事務所職員からの働きかけにより解消された様子も無く、事実上、解消がなされない状況となっている。 未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。 したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値(KPI)を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。	措置済	令和7年度	R5年度に未登記処理第10次5ヶ年計画を作成しR6年度から実施している。当計画期間内の事業予定箇所内にある未登記地を優先して事業に先立ち処理を進めることにした。 未処理の処理可能案件は、当計画で短期(1年)、中期(2～4年)、長期(5年)と区分し目標値を定め引き続き処理を進めることにした。 計画を進めるにあたっては、土地家屋調査士、司法書士等を活用し処理を進めるとともに、登記調査等を随時行うことにした。	古川土木事務所 用地課

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置状況

【テーマ:岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの						
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの						
種類	項目	タイトル	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
意見	第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	6 古川土木事務所	未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきであるところ、古川土木については、一部の未登記土地については、村への情報提供が確認されている。 ただし、情報提供の記録は一部に留まっていることから、その他の土地については、通知等がなされているかまでは分からない為、他の土木事務所同様、未登記土地の課税関係を確認するのが望ましい。	措置済	令和7年度	前年度までに管内各市へ未登記土地の情報の提供を行った。	古川土木事務所
意見	第3 健康福祉部の事業	1 「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する事業	岐阜県強靱化計画アクションプランと予算要求書に同一事業を掲載する以上、岐阜県強靱化計画アクションプランの事業目標を設定しない特段の理由はないため、岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて、事業目標を設定することが望ましい。	措置済	令和7年度	岐阜県強靱化アクションプラン2025で、予算要求書と同様の事業目標を設定した。	医療福祉連携推進課

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

テーマ:岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの						
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの						
記載項	種類	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
99	指摘	6 債権・契約	著作権(人格権)の及ぶ範囲や内容は、その改修工事の可否や進行に影響を与える重要事項である。 その著作権及び著作者人格権の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを同建物管理上常用に供するもの(常用文書)と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保管すべきである。	措置済	令和7年度	現存する該当の契約書については、保存期間延長により保管することとした。	美術館
137	指摘	7 指定管理者	指定管理者を公募とすることを選択肢の一つとして、検討すべきである。具体的には、公募とすることのメリット・デメリット、特定者指名とすることのメリット・デメリット(県と3市は、これまでの負担金支出額と得られた効果、指定管理者を公募する場合に果たして県と3市の負担金スキームが維持できなくなるのかどうか、公募とした場合に施設の設置目的が果たされなくなるかなど)を具体的に示した上で、岐阜県指定管理者制度等運用委員会に諮るべきである。公募の方法についても、「ア本県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合」に該当するのであれば、その分、評価を高くするなどの方法が考えられる。	措置済	令和7年度	岐阜県指定管理者制度等運用委員会に向け、公募・特定者指名のメリット・デメリットを整理し、設置目的を果たすために特定者指名が必要であると整理した。本内容にて委員会へ諮り、特定者指名とすることが妥当であるとされた。	地域産業課
142	意見	8 公益財団法人セラミックパーク美濃	電気代や水道代は、指定管理者が一括契約し、指定管理者と事業者との賃貸借契約等に基づき各月請求できる金銭として、5年の消滅時効にかかるものと考えられる。この場合、時効中断の効力のない催告を繰り返しているだけでは、消滅時効期間を経過する危険があり、また、法的に効力のない催告を繰り返すことは、事務負担を増大させることになる。よって、納期限から1年が経過するような債権については、訴訟等の措置をとることが望ましい。	措置済	令和7年度	今後、事案が発生した場合には、少額訴訟等、法的措置も含めた手続きにより対応する。	地域産業課
197	意見	4 情報管理	調査研究の内容を広く示す意味で、ホームページ上で資料を閲覧できる様にするのが望ましい。	措置済	令和7年度	調査・研究の結果としての企画展を令和6年度に実施した。この企画展の関係資料(図録)を調製し、令和7年7月末までに、高山陣屋ホームページにジ掲載(7月14日頃掲載予定)することにしており、今後も継続して取り組む。	高山陣屋

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

テーマ:岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

記載項	種類	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
202	意見	7 基本計画 (グランドデザイン)等	文化施設においては、文化財としての維持・保存が中心となるが、観光施設としての機能も求めているのであれば、各施設ごとにおいて、その役割についての重要性に応じて、事業計画を建て、必要であれば予算や人の配置も検討するのが望ましい。 その際、基本事業計画を作成することが望ましい。高山陣屋においては、高山陣屋の維持保存と観光施設等の活用が施設運営の目的とされているが、維持保存の観点からすると、観光施設として利用することで観光客による施設の損壊等に繋がることもあり、保存と活用という二つの方向性について、どのように調和的に利用していくかを考えておく必要がある。 根本的な今後の将来像を明確化する意味でも、文化施設に関する県の事業計画を参考に施設全体の基本事業計画を作成することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和5年度より所管課主導により「史跡高山陣屋跡保存活用計画」の作成に着手し、策定委員会開催や文化庁の助言を得ながら、令和6年末に作成完了した。	高山陣屋
239	指摘	4 物品管理	飛騨世界生活文化センター等で保管されている博物館の物品について、岐阜県博物館による利用が見込まれないのであれば、飛騨世界生活文化センター等への管理換えを検討すべきである。	措置済	令和7年度	飛騨世界生活文化センター等で保管している博物館の物品について博物館で活用することとした。(同センターでの保管は継続)	博物館
						令和6年度末に博物館・文化創造課担当係と物品管理について調整済。	文化伝承課
319	意見	9 事業計画・評価	航空宇宙産業課及び指定管理者は、「博物館に相当する施設」に指定された岐阜かかみがはら航空宇宙博物館につき、文部科学省における「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を参考として、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会及び関係各機関と協議の上、平成30年3月のリニューアルオープンまでの基本計画と連続性を有する中長期的な基本的運営方針としてのグランドデザインを早急に策定し、これを公表することが望ましい。	措置済	令和7年度	「博物館の設置及び運営上望ましい基準(平成23年12月20日文部科学省告示165号)」第3条の規定に基づき、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館に係る「基本的な運営方針」を策定し、当博物館の公式HPに公表した。	航空宇宙産業課
403	指摘	3 施設管理	養老公園事務所に彫刻や絵画等が存在するが、養老公園内の物品については、いずれもその所有者を正確に調査・把握した上で(不明な場合には、都市公園課及び指定管理者がその処理・帰属方法を協議した上で)、これを物品管理台帳に反映させ、指定管理者において適切に管理すべきである。	措置済	令和7年度	養老公園内の所有者不明となっていた物品は、平成17年の養老公園管理団体解散の際に県に移譲されていたものであったことを確認した。なお、指摘物品は全て消耗品として県へ移譲されており、物品管理台帳への反映は不要であったことを確認した。	都市公園課

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

テーマ:岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの						
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの						
記載項	種類	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
415	指摘	3 物品管理	前任の指定管理者による撤去が困難である場合には、前任の指定管理者に所有権放棄する旨の記録を取り、岐阜県の所有物とした上で、廃棄処分をすることを検討すべきである。	措置済	令和7年度	R6年度に廃棄処分済	都市公園課
417	指摘	5 施設管理	現在使用していない南側の駐車場料金所について、廃棄処分、廃棄計画を検討すべきである。	措置済	令和7年度	R6年度に廃棄処分済	都市公園課
446	意見	3 入園料無料化の検証	有料公園として設計設置した公園について、基本計画の想定に基づき入園料無料化という政策変更をした場合、想定されたゾーン分け収支分析や入園料無料化の経済効果が検証されて然るべきである。都市公園課は、新型コロナウィルスの影響や検証に必要となるデータ収集期間を踏まえ、検証時期を明確にしたうえで、入園料無料化前後の収支分析や経済効果を検証することが望ましい。	措置済	令和7年度	入園料無料化開始以降の収支及び経済効果について令和6年度に検証を実施した。検証結果を踏まえて令和7年度以降も入園料無料を継続する方針が決定した。	都市公園課
448	指摘	5 施設管理	公有財産台帳を、毎年1回は更新すべきである。	措置済	令和7年度	固定資産台帳にて「インフラ資産」とされるものについては、公有財産台帳への登録が不要である。一方で建築物は火災保険の関係から公有財産台帳に登録が必要となっている。これを踏まえ、以下のように対応した。(財産管理所管課に確認済) ・里山カフェは、公有財産台帳を整備済み。 ・里山テラス、足湯施設、屋根付き広場は、工作物であることから、公有財産台帳の整備は不要。 ・屋根付き広場隣接トイレは、建築物であることから、公有財産台帳を整備済み。	都市公園課
451	意見	5 施設管理	都市公園課は、文化伝承課等と協働し、能楽堂を周知することで、能楽堂本来の利用や活用ができるよう、指定管理者を援助することが望ましい。	措置済	令和7年度	公園に地域連携推進員を配置し、PRとして施設の特徴を生かした様々なコンテンツを実施する団体を募り、誘致するとともに、円滑な活動の実施に向けて各団体の調整や助言を行うことで施設の利活用に関し指定管理者を援助した。	都市公園課 文化伝承課

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

テーマ:岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの						
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの						
記載項	種類	タイトル	概要	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
455	意見	5 施設管理	指定管理者が作成する「ぎふ清流里山公園の利用料金に関する規程」には、一部自主事業の利用料金が規定されていないが、規程の趣旨目的からして、自主事業の利用料金についても、規程において的確に管理することが望ましい。	措置済	令和7年度	利用料金規定を改定済。	都市公園課
544	意見	7 迷惑行為者に対する対応等	迷惑行為者へ対応する場面を想定して、都市公園条例第11条の「必要な措置」の中に、退去命令や入館(入園)禁止命令等を含むことができるか検討することが望ましい。岐阜メモリアルセンターも、都市公園であることから、都市公園課と地域スポーツ課とが、協議していくことになる。	措置済	令和7年度	条例において禁止行為を定めており(第3条)、第3条又は第11条に違反する者に対する罰則規定も定められていることから、現行の条例に基づき適正に対処する。	都市公園課
554	意見	3 迷惑行為者に対する対応	退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。岐阜市では、岐阜県警から講師を招いて、実地訓練を行っている。	措置済	令和7年度	迷惑行為等への対応について、退去命令等の手順や具体的にとるべき行動をケース毎に整理し、危機管理マニュアルに反映した。なお、令和7年度に迷惑行為等を想定した実地訓練を実施予定。	航空宇宙産業課